

本計画は、愛知県が平成 26 年 11 月に公表した津波浸水想定及び平成 27 年 2 月に改正した愛知県市町村津波避難計画策定指針に基づき、津波災害に対し、避難が必要な地域の指定や避難が困難な地域の抽出、市が取るべき行動等について取りまとめたものである。

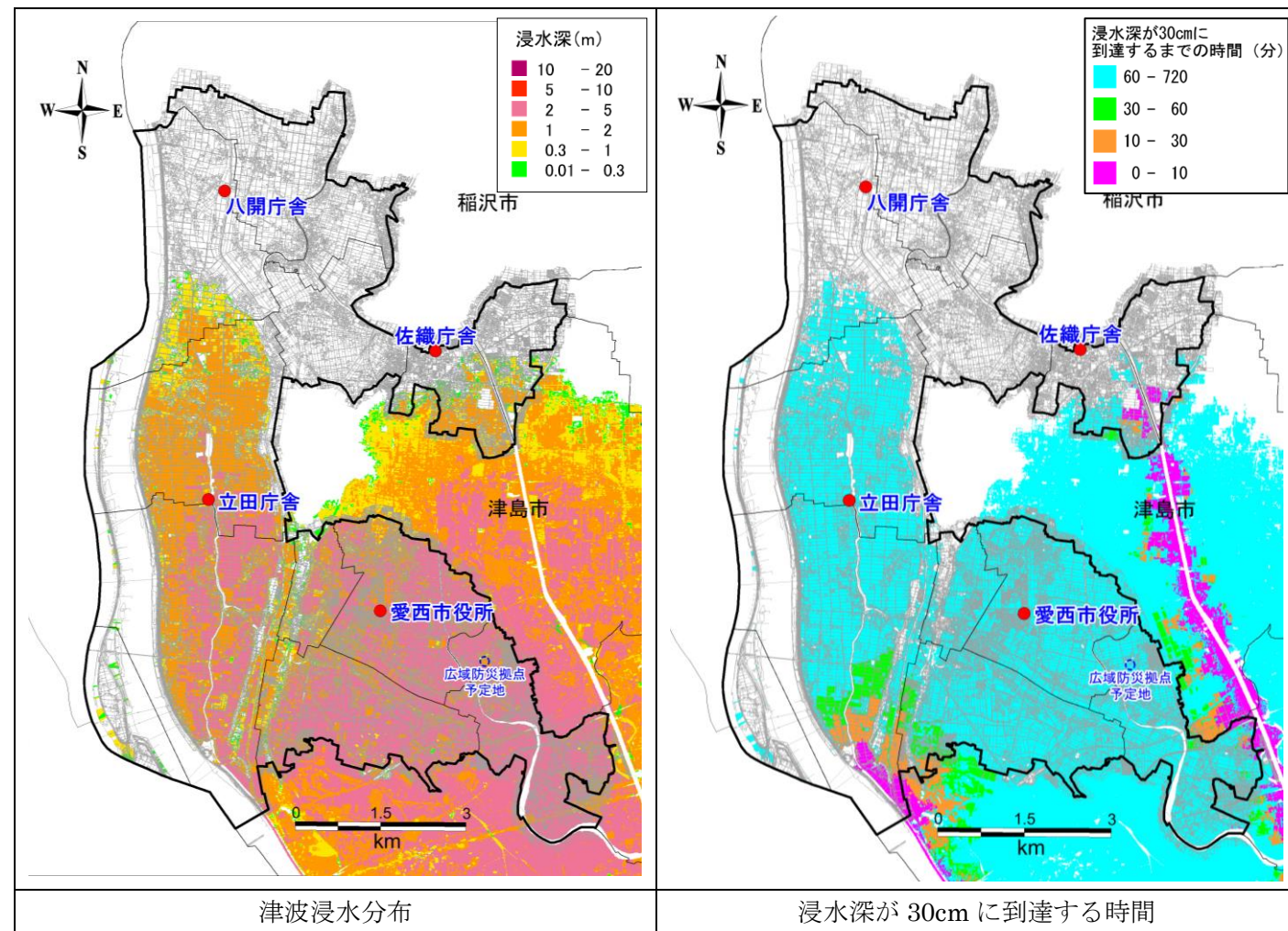
1. 津波避難計画の目的

本市は、直接海に面してはいないが、南海トラフ巨大地震等の津波によって浸水する可能性がある。また、市域の大部分がゼロメートル地帯であるため、一旦浸水すると長期にわたって湛水する恐れもある。

本計画は、このような津波災害から市民の生命を守ることを目的として定めたものである。

2. 津波浸水想定の設定

本計画では、平成 26 年 11 月に愛知県が公表した津波浸水想定の結果を用いる。これは、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定された想定である。



本計画で設定した津波浸水想定（平成 26 年 11 月公表 愛知県）

3. 避難対象地域の指定

避難対象地域として、浸水が想定されている町を指定する。

避難対象地域一覧

地区名	町名	人口(人)	地区名	町名	人口(人)	地区名	町名	人口(人)
佐屋地区	佐屋町	1,974	立田地区	鋤江町	701	立田地区	立田町	676
	須依町	4,334		善太新田町	1,208		八開地区	福原新田町
	内佐屋町	691		早尾町	2,027	赤目町		557
	柚木町	1,086		葛木町	247	下大牧町		175
	北一色町	3,482		戸倉町	218	塩田町		213
	日置町	2,246		新右工門新田町	125	諸桑町		945
	稲葉町	1,317		下一色町	184	南河田町		282
	甘村井町	174		四会町	336	北河田町		757
	金棒町	241		宮地町	330	小津町		574
	落合町	441		石田町	226	諏訪町		1,427
	西保町	2,663		後江町	33	根高町		1,047
	東保町	884		雀ヶ森町	377	持中町		399
	西條町	873		山路町	1,244	見越町		420
	東條町	597		森川町	823	古瀬町	366	
本部田町	542	小茂井町	500	千引町	284			
大井町	4,289	三和町	179	宇治町	0			
大野町	1,691							

※人口(人)は平成 29 年 3 月時点

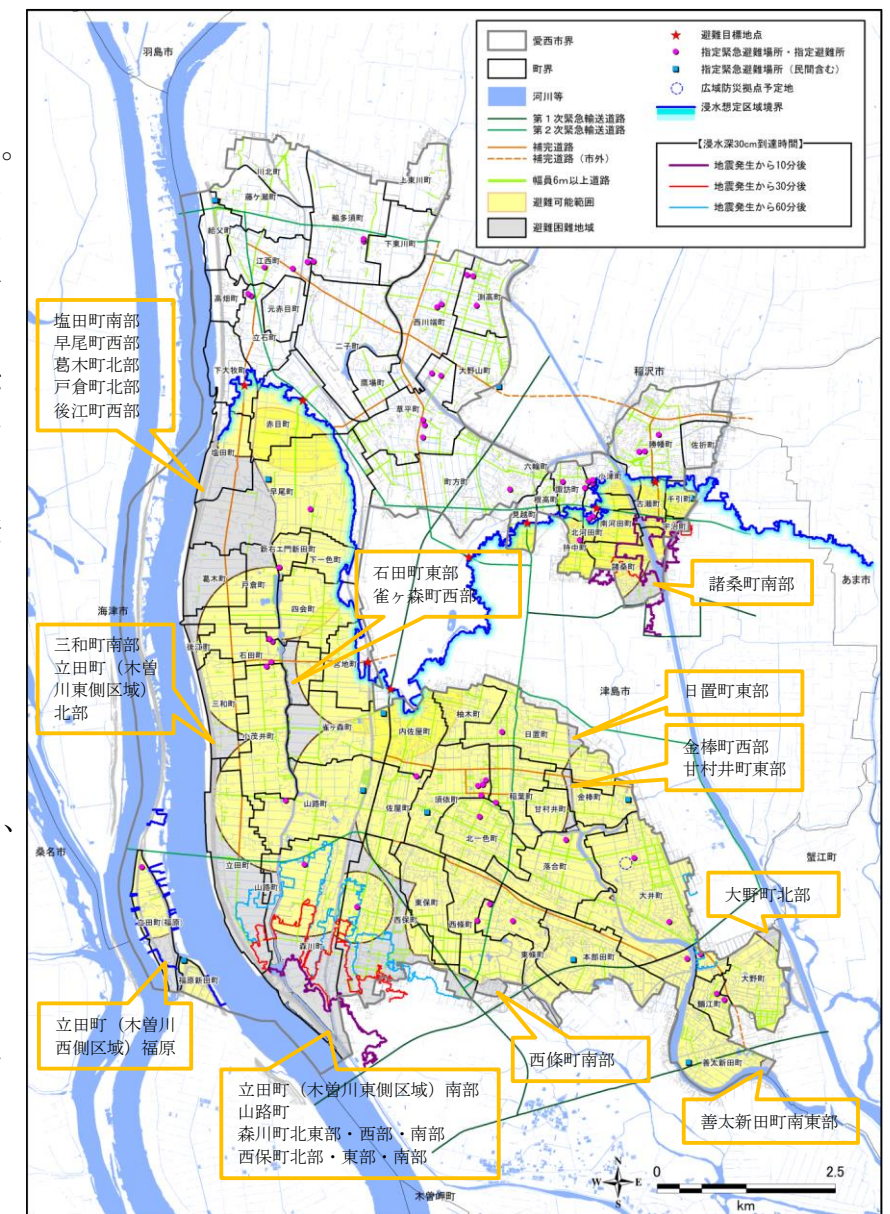
4. 避難困難地域の設定

本市は、高台等の自然地物が少ない。このため、避難対象地域内の市民が緊急に避難するために、公共施設だけでなく民間施設も津波避難ビルに指定する。

指定避難所・指定緊急避難場所及び浸水想定区域外への避難可能範囲（右図黄色部分）は市のほぼ全域を網羅しているが、避難施設から遠いため、避難困難となっている地域がある（このような地域を避難困難地域と呼ぶ）。

これらの避難困難地域に対しては、指定緊急避難場所の追加が急務である。具体的には、道路や鉄道の盛土部及び歩道橋等の利用や、必要に応じて、浸水想定区域内の公園等への人工的な高台（盛土）の設置を検討する。

また、木曾川の堤防沈下に伴い、発災後すぐに浸水が開始する地域があるため、河川管理者（国）に対して堤防の耐震化を要望していく予定である。



避難困難地域抽出図

5. 初動体制（職員の参集等）

職員の勤務時間外に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の配備体制及び配備基準を以下に示す。

職員の配備体制及び配備基準

地震、浸水・津波災害		配備基準
配備体制		
情報収集体制	第1次配備	①市内で震度5弱の地震を観測したとき。 ②伊勢、三河湾に津波警報が発表されたとき。
警戒配備体制	第2次配備	市内で震度5強の地震を観測したとき。
市対策本部体制	第3次配備	市内で震度6弱の地震を観測したとき。
	第4次配備	市内で震度6強以上の地震を観測したとき。

※ 市内で震度4を観測した場合及び伊勢・三河湾に津波注意報が発表された場合は、防災安全課で情報収集・対策活動を行う。

※ その他必要により本部長（市長）が上位配備を指令した場合はこの限りではない。

6. 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難誘導等に従事する者に対して、自らの命を守ることが避難誘導等を行う前提であることを教育する。また、津波浸水想定区域内で避難誘導等に従事する者の安全を確保するため、津波到達予想時間を考慮し、退避に要する時間を確保した上で避難誘導・支援を実施する等、自らの命を守ることを前提とした行動ルールを今後定めていく。

7. 津波情報等の収集・伝達

市民への避難勧告・避難指示（緊急）の伝達は、同報系防災行政無線及びホームページ、愛西市防災メール、ケーブルテレビ、コミュニティFM等、あらゆる手段を用いる。

このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話インターネット等の多様な身近なメディアを通じて市民等が情報を入手できるよう努める。



市の情報伝達手段

8. 避難勧告・避難指示（緊急）の発令

避難勧告・避難指示（緊急）は以下の基準を目安に発令する。

避難勧告・避難指示（緊急）の発表基準の目安

区分	発表基準の目安
避難勧告	① 地震が発生した後、二次災害（地盤災害・火災の延焼等）のおそれが迫っていると認められるとき。 ② 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすおそれがあるとき。 ③ その他人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき。 ④ 市内で震度5弱以上の地震が観測され、かつ、「伊勢・三河湾」に津波警報が発令されたとき。 ⑤ 河川管理施設に異常（損壊・漏水・亀裂等）が確認されたとき。
避難指示（緊急）	① ガス等の危険物の漏出・爆発等により周辺の市民に危険が及ぶおそれがあるとき。 ② 余震等により状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。 ③ その他緊急に避難する必要があると認められるとき。 ④ 市内で震度5弱以上の地震が観測され、かつ、「伊勢・三河湾」に津波警報が発令されたとき。 ⑤ 河川管理施設に異常（損壊・漏水・亀裂等）が確認され、かつ、河川の水位が高いとき。

9. 平常時の津波対策の教育・啓発

本市は、海岸線を持たないが、南海トラフ巨大地震発生時に市域の多くが浸水被害にあり得る可能性があり、特に河川沿いの地域は堤防の破堤・沈下等により発災後ただちに浸水が生じる恐れがあることを、平常時から市民に周知し、教育・啓発をすすめる。

10. 避難訓練

防災関係機関、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた市民等の参加を得て、地震災害に備えた総合防災訓練を実施する。加えて、総合防災訓練のほか、①南海トラフ地震等の大規模地震を想定した津波対応型訓練、②応援協定に基づく訓練、③大規模地震を想定した啓発型訓練も実施する。

また、水門等の閉鎖や情報伝達、避難対策等を図るため、地域特性に応じて浸水・津波防災訓練として①津波警報等の情報伝達訓練、②浸水・津波避難訓練、③水門等の操作訓練を実施する。

11. 避難行動要支援者の避難対策

市は、関係部署及び関係団体の協力を得て、集約・把握した要配慮者の中から避難行動要支援者名簿を作成する。市から名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿情報を活用し情報伝達、安否確認、避難誘導等の避難支援を行う。また、外国人や旅行者等が災害時に行動がとれるよう、避難所の標識等のピクトグラム使用や、多言語化等の防災環境づくりに努める。

12. その他の留意点（観光客、釣り客等の避難対策）

市は、市民、観光客（船）等の安全を確保するため、津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び津波危険地域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画等の策定を今後検討していく。

愛西市津波避難計画

発行・編集：愛西市役所 市民協働部 防災安全課
 電話：0567-26-8111（代表）0567-55-7130（ダイヤルイン）
 E-mail：anzen@city.aisai.lg.jp
 発行年月日：平成29年3月24日